

消防用設備等点検業務特記仕様書

この仕様書は、埼玉県立循環器・呼吸器病センター消防用設備等点検業務（以下「点検業務」という。）の概要を示すものであり、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

1 業務場所

- (1) 埼玉県熊谷市板井 1 6 9 6
埼玉県立循環器・呼吸器病センター及び附属建物
- (2) 埼玉県熊谷市板井 1 6 5 9 ほか
埼玉県立循環器・呼吸器病センター職員宿舎 A. B. C. D. E 棟及び附属建物

2 業務対象機器

(1) 自動火災報知設備

受信機（P 型 1 級 1 0 回線）	2 台
〃（R 型 5 0 4 回線）	1 台
〃（P 型 1 級 5 回線）	1 台
〃（P 型 1 級 3 0 回線）	1 台
副受信機（R 型 5 0 4 回線）	1 台
副受信機（P 型 1 0 回線）	2 台
中継器盤	5 台
表示盤	8 台
感知器（差動スポット）	6 8 2 個
〃（定温スポット）	2 7 5 個
〃（煙式スポット）（洗浄含む。）	8 6 7 個
発信機（P 型 1 級）	1 1 8 個
電 鈴	8 4 個
中継器	1 1 0 個
表示灯	1 1 5 個
アナログ感知器	7 個
非常電話	5 台

(2) 防火戸等設備

制御盤（5 L. 5 L. 2 0 L. 3 0 L.）	4 面
感知器（煙式スポット）（洗浄含む）	3 7 個
防火戸閉鎖器	3 0 台
防火ダンパー	2 4 台
防火シャッター	1 0 台
防火戸	6 台
排煙機連動試験	2 台
手動開閉装置	1 8 個
排煙口	1 6 台
可動タレカベ	3 8 台

(3) 屋内消火栓設備

	消火栓ポンプ（7.5 Kw 18.5 Kw）	2 台
	制御盤	2 面
	消火栓	18 基
	起動装置	2 個
	表示盤	1 面
（4）	スプリンクラー設備	
	加圧送水装置（ポンプ、モーター）	5 組
	圧力検知装置	14 台
	ヘッド	3944 個
	制御盤	5 面
	アラーム弁	20 台
	補助散水栓	88 台
（5）	窒素ガス消火設備	
	窒素ガス容器	36 本
	容器弁開放器	1 台
	起動用小用器	1 本
	起動用開放函	1 個
	操作盤	1 面
	ダンパー	1 式
	放出表示灯	2 灯
	ヘッド	6 個
	スピーカー	2 個
（6）	ハロゲン化物消火設備	
	ハロンガス容器	4 本
	容器弁開放器	4 台
	起動用小用器	4 本
	起動用開放函	4 個
	操作盤	2 面
	ダンパー	13 台
	放出表示灯	14 灯
	ヘッド	7 個
	スピーカー	3 個
	音響盤	1 面
	モーターサイレン	1 台
（7）	誘導灯設備	
	誘導灯	404 台
	誘導標識	3 枚
（8）	非常放送設備	
	アンプ（本館棟 960 w）	1 台
	〃（治療棟 360 w）	1 台
	〃（A 病棟 180 w）	1 台

〃	(調理・洗濯棟 1 2 0 w)	1 台
〃	(新館棟 4 8 0 w)	2 台
スピーカー	(本館棟)	3 5 2 個
〃	(治療棟)	1 5 8 個
〃	(A病棟、R I 棟他)	1 5 1 個
〃	(実験検査棟)	1 3 個
〃	(調理・洗濯棟)	2 9 個
〃	(新館棟)	5 1 8 個
(9)	電気設備	
	(1) から (8) までの電源設備及び配線設備等	1 式
(1 0)	避難器具設備	
	救助袋 (斜行式 2 階用)(A病棟)	1 式
	〃 (〃 3 階用)(〃)	1 式
	〃 (〃 4 階用)(〃)	1 式
	〃 (〃)(新館用)	3 式
	緩降機 (3 階用)(治療棟)	
	避難はしご (3 ～ 2 階用)(〃)	1 台
	避難ハッチ (看護婦宿舎)	2 4 個
(1 1)	消火器 (変更あり)	
	粉末 A B C 消火器 1 0 型	4 0 9 本
	〃 2 0 型	1 3 本
	〃 5 0 型	3 本
	ハロン 1 3 0 1 消火器	4 本
(1 2)	連結送水設備	
	送水口	2 基
	放水口	9 基
(1 3)	ガス検知警報設備 (本館棟、調理・洗濯棟)	1 8 個
(1 4)	消防用水	1 式

3 定期点検

乙は、次の定期点検業務を行うため技術者を現場に派遣し、消防用設備等の点検基準（昭和 50 年消防庁告示第 1 4 号）に基づき点検業務を行うこと。

外観・機能・作動点検 7 月

外観・機能・作動等総合点検 1 月

また、消防法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく防火対象物の点検業務及び同法第 3 6 条第 1 項の規定に基づく防災管理点検業務を行うこと。

建築基準法第 1 2 条に基づく防火戸、防火シャッターの点検業務を行うこと。

なお、定期点検の日程は事前に甲と打合わせること。

4 定期点検以外の措置

乙は、定期点検の他不時の障害等、甲から要請があった時は、ただちに技術員を現場に派遣し監督員の指示に従い、必要な点検を行うこと。

5 消防機関への報告

消防法に基づく消防署への報告は乙が代行する。消防署への報告には、当センターの非常用発電機も含まれる。なお、非常用発電機の報告書は、甲が用意する。

6 防災訓練の立会い

甲から要請があった場合は、年2回、オイルパン、灯油等燃焼物を準備の上、当センターの消防法に基づく防災訓練に技術員を派遣し、参加職員の指導にあたること。

7 指導対象設備

屋内消火栓、救助袋、緩降機、避難はしご、消火器等

8 負担区分

- (1) 委託業務に必要な機材、ヒューズ、ランプ等の消耗品及び用紙類は乙の負担とする。
- (2) 委託業務に必要な電気、水道等は、甲の負担とする。
- (3) 消防法に基づく消防署への報告にかかる費用は、乙の負担とする。
- (4) 防災訓練の中で、消火器を使用する消火訓練に必要なオイルパン、灯油等の燃焼物および水消火器は乙の負担とする。
- (5) 防災訓練の中で使用する避難器具類の後処理等は乙の負担とする。